

2026年9月5日 どうなる介護どうする地域2026

外国人介護人材をめぐる状況と課題について



一般社団法人国際介護人材育成事業団 専務理事 小沼正昭

1. 事業団の発足と現在

1) 準備活動～外国人介護研修生の受け入れ検討会



第1回（2015年8月）

- 2016年度からの招聘
- 外国人研修生の尊厳・人権の尊重
- 環境整備
- 国際的な好循環～帰国後の活躍を展望

第2回（2016年1月）

- 送り出し国、送り出し機関の視察
- 高齢者介護の実態調査

第3回（2016年3月）

- 設立趣旨
- めざすもの
- 法人化
- 賛同する介護事業者への呼びかけ
- 国際的介護人材育成の研修センター等の設置

2) 事業団の発足



- 2016年6月 法人設立
 - ☒ 『国際的介護人材を育成し、互惠を基本とする、国内外の介護人材の好循環システムを構築する。』（定款3条）
- 外国人招聘活動の開始
 - ☒ 2017、2019年に中国で2回の選考面接を実施。いずれも内定者が辞退。
 - ☒ 2019年3月、ミャンマーから介護技能実習生が初来日し、現在に至る。
- 当初の招聘活動が直面した、送り出し機関、監理団体との3つの壁とリセットの決断



3) 事業団の再出発～一気通貫の教育・キャリアプランの構築

- 2022年1月、現地のアンダマンエイトと「連携、協力の基本協定書」を締結し、下記の送り出し側、受け入れ側のガイドラインを設けた。

人材の送り出し基準のガイドライン	受入施設の教育・キャリアパスのガイドライン
法外な手数料は取らない、 技能実習生に寄り添った運営に徹する	入国1年目:日本の生活や職場に慣れる
日本語能力N3以上の候補者を送り出す	2年目:日本語教育オンライン授業(N2)の受講と介護職員初任者研修の修了
介護職員初任者研修修了者と同等の知識取得者を送り出す	3年目:日本語能力試験(JLPT)のN2合格と介護福祉士実務者研修の修了
帰国後に日本で習得したノウハウを生かすことができることに力を注ぐ	3～4年目:実務経験コースによる、介護福祉士国家試験の受験と合格
約束した期日に着任させる	5年目:介護福祉士取得と新たなキャリアパスの設定
【送り出し機関】	【受入実施機関】



4) 事業団の現在 ①～双方のリソースの共有を

- 登録支援機関を設立。日本語教育オンライン授業を開講。
- 現地は介護福祉士による、介護トレーニングセンターを開設。
- 会員数は正社員（個人）5、正社員（団体）25、利用社員3，賛助社員4の合計37。
- 6月末のミャンマーからの招聘活動の実績は下記の通り。

（介護）

	1期生	2期生	3期生	4期生	合計人数
技能実習	26	23	11		60
特定技能			14	41	55
受入人数	26	23	25	41	115
入国時期	2022年10月～	2024年1月～	2024年10月～	2026年2月～	
受入会員数	9	8	9	11	

（介護以外）

	1期生	2期生	3期生	合計人数
特定技能	5	4	9	18
受入人数	5	4	9	18
入国時期	2024年2月～	2025年2月～	2026年2月～	
受入会員数	2	2	2	

4) 事業団の現在 ②

- 現在の在留資格別の会員就労人数について

ブロック	職種	会員数	在留資格			合計
			技能実習	特定技能	在留資格介護	
東京圏	介護	5		13	4	17
	飲食品製造業	2		14		14
	小計	7		27	4	31
山梨	介護	3	2	30	4	36
	小計	3	2	30	4	36
関西	介護	5	15	15	3	33
	外食	1		3		3
	小計	6	15	18	3	36
九州	介護	7	18	23	5	46
	小計	7	18	23	5	46
合計			35	98	16	149



- 介護福祉士国家試験の合格と「在留資格介護」の誕生の相乗効果について
 - ☒ 19名が合格し、現在、16名が会員の介護現場を支える中核的な存在。ロールモデルが生まれた。
 - ☒ 当初の「長く働かないのでは？」という不安を解消し、職場全体へのポジティブな影響を与えた。
 - ☒ 新規就労者の入国後の日本語学習、生活面の「独り立ち」期間の半減効果をもたらしている。

※ だが、外国人介護人材の受入れは無限ではない現実直面した。

2. 特定技能1号の上限枠運用のデッドライン

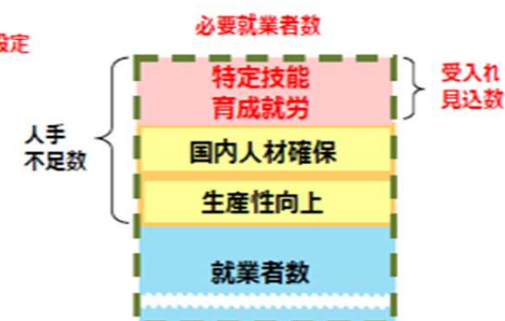
1) 2026年1月の閣議決定

2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。

特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人（令和11年3月末まで）



分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ

※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の存留者数）

2) 4月、外食業は新規受入れの原則停止 そして、介護の上限枠の運用のデッドラインは2027年前半か。

☒ 2026年3月末（速報値）の介護の在留者数について

	介護	飲食料品製造業	外食業
受入れ上限数	126,900	133,500	50,000
在留者数	74,745	96,367	47,714
充足率	58.9%	72.2%	95.4%
年間増加数※	26,332	20,500	16,498
	※2025年3月末～2026年3月末		



☒ 2027年3月末の在留者数（予測）について

特定技能1号の受入れに必要な固有のリードタイムを考慮すると、年内もしくは年明けには採用面接を実施し、遅くとも、2027年度上期には入国できることが求められる。

	介護				
	2025年12月末	2026年3月末		増減	2027年3月 予測
受入れ上限数	126,900				126,900
在留者数	67,871	74,745		6,874	105,540
充足率	53.5%	58.9%			83.1%
年間増加数※	23,504	26,332	対比：1.12	2,828	30,795

3. 介護現場の人材不足は深刻～介護事業者の倒産は過去最高

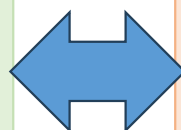
1) 介護の有効求人倍率は高止まりの状態



2025年3月の介護関連職種の有効求人倍率は
3.97倍。

☒ 同時期の全職種の平均有効求人倍率は**1.16倍**程度。(厚生労働省「職業安定業務統計」)

☒ 2025年度の訪問介護の有効求人倍率は
14.14倍と高い。(厚生労働省「社会保障審議会介護給付費分科会」)



- ☒ 有効求人倍率の地域差は大きい
- ☒ 都市部・地方ともに慢性的な人手不足
- ☒ 同じ介護職種での職種格差も大きい
- ☒ 特に、訪問介護は需給が極端に逼迫

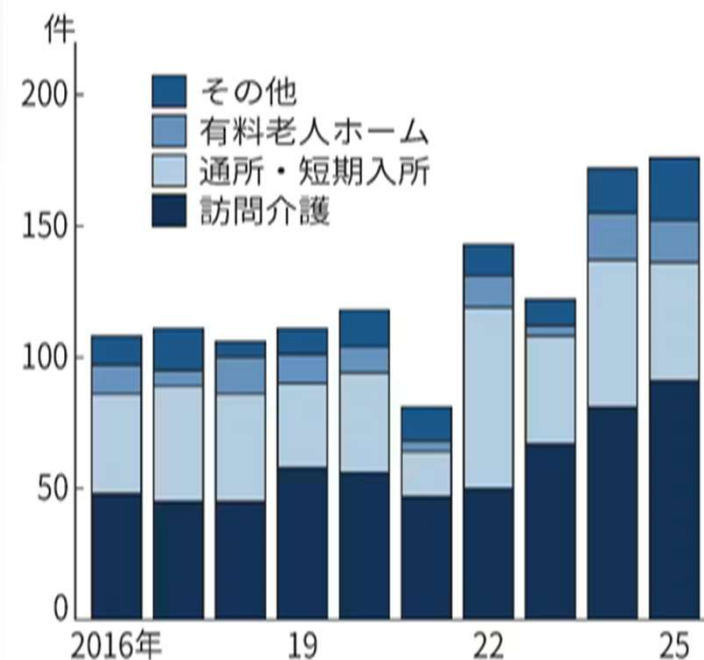
2) 介護事業所倒産は、過去最高に



- 2025年の介護事業者（老人福祉・介護事業）の倒産は176件（前年比2.3%増）で2年連続で最多を更新

- ☒ コロナ前の2019年と比較して、約6割増えた
- ☒ 求人難15件を中心に「人材不足倒産」が29件（前年比45.0%）
- ☒ 特に訪問介護が91件（同12.3%増）と突出

介護事業者の倒産件数は過去最多



4. 介護現場は、外国人なくしては回らない

1) 介護福祉士登録者数と従事者数の乖離

- ☒ 介護福祉士登録者数は約207万5千人（2026年3月末：厚生労働省）
- ☒ 介護福祉士のうち、実際に現場で働いているのは約100万人前後（推計）
(2025年版厚生労働白書)
- ☒ 乖離が出る主な理由は、資格が一度登録されると累積で増え続けるが、
後者は、就労継続と復職の難しさを表している。
- ☒ 登録者数が多くても、待遇や負担、職場環境の課題が残ると、
現場の人手不足は解消しにくい実態にある。
- ☒ その意味からも、介護人材確保の課題として、
定着や再就業支援の必要性は最大の課題だ。



2) 介護福祉士の合格数は外国人が1割を超えた。

- ☒ 2025年度の介護福祉士国家試験の受験者数は、ピーク時の半減で78,469人と
人気が低く、合格者数は54,987人。
- ☒ 外国人が受験者数で2割、合格者数で1割を占めるに至った。ここでも外国人の存在感
は年々大きくなっている。

	第36回 (2024年1月実施)			第37回 (2025年1月実施)			第38回 (2026年 1 月実施)		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
特定技能	1,950人	751人	38.5%	4,932人	1,643人	33.3%	10,406人	3,435人	33.0%
技能実習	596人	280人	47.0%	155人	50人	32.3%	517人	227人	43.9%
留学生	2,908人	1,092人	37.6%	3,087人	1,085人	35.1%	4,461人	1,540人	34.5%
EPA	521人	228人	43.8%	1,314人	498人	37.9%	1,196人	380人	31.8%
外国人合計	5,975人	2,351人	39.3%	9,488人	3,276人	34.5%	16,580人	5,582人	33.6%
日本人合計	68,620人	59,396人	86.6%	65,899人	55,716人	84.5%	61,889人	49,405人	79.8%
合計	74,595人	61,747人	82.8%	75,387人	58,992人	78.3%	78,469人	54,987人	70.1%
外国人/合計	8.0%	3.8%		12.6%	5.6%		21.1%	10.2%	12

3) 2025年度の介護福祉士資格を取得できる大学や 専門学校入学者数は、前年度より810人（12.4%）多い7,356人に回復。

☒ この回復を押し上げたのは、外国人留学生の過去最多4,074人の入学。

☒ 前年度より1,020人（33.4%）増え、入学者全体に占める割合は初めて55%を超えた。外国人留学生の存在感は年々大きくなっており、養成校の経営も左右するほどの影響力を持つようになっている。

介護福祉士養成施設と外国人留学生の推移

（単位：人）

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
養成施設数		327	334	296	279	272
入学定員		13,040	12,467	12,809	11,139	11,001
入学者数		7,183	6,802	6,197	6,546	7,356
	新卒者数	4,288	4,296	3,930	3,084	2,933
	離職訓練者数	706	626	465	408	349
	留学生	2,189	1,880	1,802	3,050	4,074
出身国数		28	22	25	20	23
入学者に占める留学生の割合		30.5%	27.6%	29.1%	46.7%	55.3%

資料：日本介護福祉士養成協会

5. 出稼ぎ先として魅力を失う日本

1) 激化する国際間競争～各国の介護職種の必要数と不足数

	現状の就労者数	将来の必要人数
日本	・ 215 万人が就労し、約25万人不足	・ 272万人（2040年）必要で約57万人不足
韓国	・ 約65万人（2024年度）が就労し、うち約66%が60歳以上	・ 2028年までに約11万人が不足
ドイツ	・ 約176万人(2025年度) が就労し、約11万人が不足	・ 215万人（2049年）必要で約50万人が不足
オーストラリア	・ 約45.6万人が就労し、急増	・ 2030年までに11万人が不足

2) 各国の介護職種の外国人就労者数

	現状の外国人就労者数	備考
日本	・ 約10.6万人※が就労し、外国人が4.9 % (2025年12月末)	※特定技能6.7万人、技能実習、介護、EPA等
韓国	・ 数千人以下。2024年「介護・ケアワーカー」ビザ※を新設	※2025年介護職資格を取得した海外留学生にビザ発給
ドイツ	・ 約35万人が就労し、外国人が約20%を占める※	※5人に1人が外国人。介護システムの主要な担い手
オーストラリア	・ 13.5～14万人が就労し、外国人が30%を占める	

3) 各国の介護職の給与・時給と手取り収入並びに家族帯同・方向性について

	給与（月額・時給）	税・社会保険料等と月額手取り収入
日本	・月額31.4万円（賞与込み）：時給約1,500～1,700円	・約15～20% → 手取りは約18～23万円（月換算）
韓国	・月額25万円：時給約1,300～1,800円（療養保護士）	・約10～15% → 手取りは約21～24万円（月換算）
ドイツ	・月額44.4万円：時給約3,000～3,500円	・約30～32% → 手取りは約38～43万円（月換算）
オーストラリア	・月額54.1万円：時給約3,300～3,800円	・約18～22% → 手取りは約47～51万円（月換算）

（100ウォン＝11円、1ユーロ＝170円、1豪ドル＝100円換算）

	家族帯同等	方向性
日本	・介護福祉士取得により、家族帯同可	・「期間限定の労働力として取り扱い」を強くしており、実態を無視
韓国	・家族帯同は可だが、家族は原則就労不可	・在留資格を新設し、外国人介護人材の受入れを始めた段階
ドイツ	・配偶者、登録パートナー、未成年の子供の帯同は早い段階で容易	・単なる労働力の穴埋めではなく、人材の育成と統合含めた制度設計
オーストラリア	・家族帯同可能で、配偶者就労も可、永住権へのルートも明確	・「社会を支える一員＝定住者」との位置づけを強くしている

4) 円安による、実質賃金の目減り



	2026年レート	2020年レート	目減り
ベトナム	・ 2026年レート※ 円が166ドン 1万円=166万ドン	2020年レート 1円が220ドン 1万円が220万ドン	実質約28%減
韓国	・ 2026年レート※ 円が8.91ウォン 1万円=89,100ウォン	2020年レート 1円が11,072ウォン、1万円が110,720ウォン	実質約20%減
インドネシア	・ 2026年レート※ 円が112ルピア 1万円=112万ルピア	2020年レート 1円が136ルピア 1万円が136万ルピア	実質約18%減

※2026年レートは、2026年8月8日現在

外国人介護人材の受入は無限ではない現実直面した。

振り返れば、上記の状況から、国が受入制限を言い出さずとも、送り出し側も含めて、いずれにせよ押し寄せる現実でもあった。

6. 人材の育成と定着、社会的な統合のない外国人の人材調達は、遅かれ早かれ破綻する

1) 高市政権の鼻息は悪く、外国人を「管理」し、排除する真逆の政策

☒ 一方、3月下旬、中国政府は、今後3年間を目途に「長期介護保険制度」

(以下「長護険」)を全国規模で本格的に導入すると発表。

☒ アジアの一部でも介護の社会化は始まり、他方で、香港、シンガポール、台湾のケア「家族化政策」

も転換点を迎え、外国人への依存度を高め、国際間の人材獲得競争を激化するはずだ。

① 在留期間更新料手数料の大幅値上げ

在留資格 の変更・ 更新など の手数料 改定案	現行	
	在留資格 の変更・ 更新	6000円
	永住許可	1万円



更新期間	改定後の金額
3か月以下	1万円
3か月超6か月以下	1万8000円
6か月超1年未満	2万5000円
1年	3万3000円
1年超3年未満	4万8000円
3年以上5年未満	6万4000円
5年以上	7万5000円
20万円	

2) 在留資格「経営・管理」厳格化～あまりにも不当・不合理



- ☒ 既存の「経営・管理」在留者約41,600人のうち新基準を満たす者は全体の約 4 %
- ☒ 小規模なインド・エスニック料理店が激減し、街から多様な食文化を理由もなく摘み取る

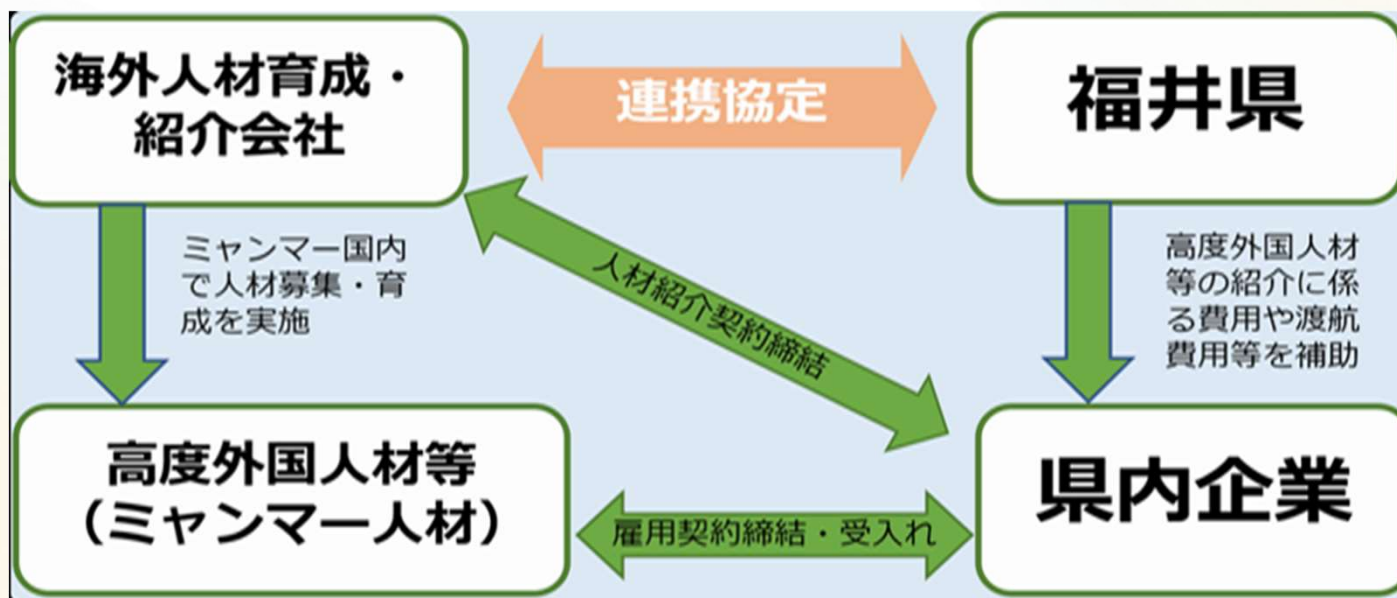
	従前の要件	改定後の要件
①資本金・出資総額	・ 500万円	・ 3,000万円
②経歴・学歴（経営者）	・ なし	・ 経営・管理経験3年以上又は経営管理若しくは経営する事業分野に関する修士相当以上の学位を取得していること
③雇用義務	・ なし	・ 1人以上の常勤職員の雇用を義務付ける（注1）
④日本語能力	・ なし	・ 申請者又は常勤職員のいずれかが相当程度の日本語能力を有すること
⑤事業計画書	・ 提出	・ 経営に関する専門的な知識を有する者の確認を義務づける。

注1）日本人か身分系ビザを持っている外国人，特別永住者が対象。「技術・人文知識・国際業務」や「特定技能」など対象外。

3) 地方、介護現場の窮状を、地域から政府に突き上げて ことをあきらめないで

- ☒ もう一つは、「よその地方はさておき、この街の生活を守る」ためには外国人介護人材の確保は不可欠。
- ☒ 個別事業者の努力は限界。自治体レベルで、「調達」から「定着・統合」へのパラダイムシフトが必要。
- ☒ このままでは、地方はなくなる ～ユニークな試み「福井クラス」の紹介～

ミャンマーの日本語学校で始まった「福井クラス」は、地域に定着できるよう支援する。福井県独自の文化や方言を学ぶユニークな教育プログラム。



4) ミャンマーのことをもっと、知ってもらいたい



- ☒ ミャンマーの政情不安と国内外難民の増加
- ☒ 徴兵を拒み、仕事や学習の機会を求め、国境を越えて、若者が海外に出国
- ☒ これらの自衛行動は、国際的な人権として尊重されるべきである
- ☒ ミャンマー軍政の報復をも覚悟して、タイ経由ルートを経て、日本に入国するすべを、国連の3つの人権義務の遂行からも、現在、自らが閉じることは許されるものではないと考えている。